

平成20年9月24日  
消 防 庁

## 消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正（案）の概要 に対する意見募集の結果

消防庁では、消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正（案）の概要に対する意見募集について、平成20年8月7日から平成20年9月5日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、18件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

### 1 背景

消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)が平成19年6月22日に公布され、新たに一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成が義務付けられることとなりました。

上記改正法を施行するにあたり、必要となる自衛消防組織の細目、防災管理者の資格等について関係規定を整備するため、消防法施行令及び消防法施行規則の改正等を行うものです。

### 2 意見募集の結果

政令案等の概要について、平成20年8月7日から平成20年9月5日までの間、意見を募集したところ、18件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

### 3 政令の施行等

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討した結果、[消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第301号）](#)、[消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第105号）](#)及び[（別紙）制定した告示の一覧](#)に記載の告示を平成20年9月24日に公布しました。（平成21年6月1日から施行）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課  
（担当：君塚補佐、荒川事務官）  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533